

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年10月8日

支出負担行為担当官

近畿地方整備局長 井上智夫

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 27

1 事業概要

- (1) 品目分類番号 41、42
- (2) 事業名 国道8号東沼波電線共同溝PFI事業
- (3) 対象施設 電線共同溝（道路法第2条第2項の7に定める電線共同溝（道路の附属物））、道路（車道、歩道等）、道路附属物等（道路照明、防護柵、植樹帯等）
- (4) 事業場所
ア 所在地 滋賀県彦根市外町～滋賀県彦根東沼波町

イ 事業対象 一般国道8号

ウ 延長 約2.9km（道路延長：約1.45km）

(5) 事業内容 国道8号東沼波電線共同溝PFI事業（以下「本事業」という）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条の規定に基づき、特定事業として選定された事業として、選定事業者が設立した特別目的会社（以下「SPC」という。）又は選定事業者（以下「事業者」という。）が、BTO（Build-Transfer-Operate）方式により、電線共同溝等の建設、維持管理を行うものである。次に主な業務を示すが、より詳細な業務内容については、要求水準書を参照すること。

ア 設計業務

イ 工事業務

ウ 維持管理業務

(6) 事業期間 事業契約締結日から令和25年3月31日まで

2 競争参加資格

(1) 基本的要件

ア 応募者は、1 (5) に掲げる業務を実施することを予定する単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であること。

イ 応募グループの場合は、構成される企業以下「構成員」という。）の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続を行うこと。なお、応募企業の場合は代表企業を兼ねるものとし（以降、代表企業には応募企業を含む。）、構成員のうち、代表企業以外の企業を構成企業又は協力企業という。

また、SPCを設立する場合、応募グループの構成員は以下の定義により分類される。

(ア) 代表企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資する企業のうち、構成員を代表し入札手続を行う者（イ）構

成企業： SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPCに出資する企業

(ウ) 協力企業： SPCから直接業務の受託・請負をし、かつ SPCには出資しない企業

ウ 協力企業についても、参加表明書の提出時に協力企業として明記すること。

エ 応募企業又は応募グループは、契約締結までに本事業を行うための SPCを会社法に基づく株式会社として設立することを基本とする。なお、応募企業又は応募グループの全ての構成員が一定の要件を満たす場合はこの限りではない。一定の要件とは、次の（ア）から（ウ）の要件を全て満たす場合をいい、この要件を満たし SPCを設立しない場合、応募グループのうちで代表企業以外の者は構成企業とする。

（ア）直近期が債務超過でないこと。

（イ）経常収支が3期連続で赤字でないこと。

（ウ）3期以上の決算を迎えていること

オ SPC への出資については、次の（ア）から

- (ウ) までの要件を満たすこと。
 - (ア) 代表企業及び構成企業は、SPC の株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有すること。
 - (イ) 代表企業の議決権保有割合が株主中唯一最大となること。
 - (ウ) SPC の株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまで SPCの株式を保有することとし、近畿地方整備局の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。
- カ 応募にあたり、代表企業、構成企業又は協力企業それぞれが、1 (5) に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること又は業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。
- キ 代表企業、構成企業又は協力企業の変更は認めない。ただし、提案書の提出期限までに

代表企業、構成企業又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、近畿地方整備局と協議するものとし、近畿地方整備局が変更を認めた場合はこの限りではない。

ク 代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかが、他の代表企業、構成企業又は協力企業でないこと。

ケ 代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係において関連のある者が、他の代表企業、構成企業又は協力企業でないこと。

コ 上記ケにおいて、「資本関係又は人的関係において関連のある者」について、詳細は入札説明書による。

(2) 応募者共通の競争参加資格要件 代表企業及び構成企業並びに協力企業は、次のアからクまでの要件を満たさなければならない。

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者

であること。

イ PFI法（平成11年法律第117号）第9条の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

オ 入札参加表明の提出書類及び第一次審査提出書類（以下「参加表明書等」という。）の

提出期限の日から開札の日までの期間に、近畿地方整備局長から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成10年8月5日付け建設省厚契発第33号）及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）に基づく指名停止を受けていないこと。

カ 本事業に係るアドバイザリー業務に携わった株式会社長大、内藤滋法律事務所あるいはこれらの者と資本関係又は人的関係においての関連のある者でないこと。

キ 有識者委員会の委員及び委員以外の者で有識者委員会において出席及び意見を求められた者が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係においての関連のある者でないこと。

ク 上記カ及びキにおいて、「資本関係又は人的関係においての関連のある者」とは、上記(1) コに同じ。

(3) 設計企業の競争参加資格要件 代表企業、構成企業又は協力企業のうち、1(5)に掲げる設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。）は、次のアからエまでの要件を満たさなければならない。ただし、設計業務に係る調整業務のみを実施する者はこの限りでなく、次のイ又は事業監理業務の実績を有する者若しくは2(4)に掲げる工事企業の競争参加資格要件イを満足する者であれば良いものとする。

ア 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成31・32年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

イ 次のいずれかの実績を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益

民間企業が発注した業務で、平成21年4月1日以降公示日までに完了した業務（再委託による業務としての実績は含まない）とする。

(ア) 電線共同溝の実施（詳細）設計業務

(イ) 電線共同溝の基本（予備・概略）設計業務

※共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上であること。

ウ 次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。

(ア) 管理技術者は次のいずれかの資格を有すること。

a 技術士（総合技術監理部門：建設一道路、建設部門：道路

b 国土交通省登録技術者資格（施設分野：道路一業務：計画・調査・設計）

c 土木学会認定技術者（特別上級土木、上級土木、1級土木）（設計）

(イ) 次のいずれかの実績を有すること。ただ

し、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成21年4月1日以降公示日までに完了し、引渡済みの業務（再委託による業務及び照査技術者としての実績は含まない）とする。また、上記の期間に1年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業（以下、「長期休暇」という。）を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。なお、実績として求める期間に加える場合、期間は年単位とし、1年未満は切り捨てとする。

- a 電線共同溝の実施（詳細）設計業務
- b 電線共同溝の基本（予備・概略）設計業務

(ウ) 外国資格を有する技術者（わが国及びWTO 政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所

属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相応又はRCCM)相当との旧建設大臣認定(建設経済局)または国土交通大臣認定(総合政策局又は土地・建設産業局)を受けている必要がある。なお、参加表明書等の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書等を提出することができるが、この場合、参加表明書等提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名されるためには競争参加資格確認結果の通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。参加表明書等の提案内容に記載した配置予定技術者の配置ができなくなった場合は、第二次審査提出書類の提出前においては、以降の手続きに参加をしないもしくは直ちに辞退を行うこと。また、落札者決定までの期間においては、直ちにその旨を3(1)に記載の担当部局まで通知すること。万一これらの行為を行わずに

入札した者に対しては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

エ 上記イ、ウの（イ）の実績として挙げた業務成績評定点が60点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成14年9月5日付け国官技第142号、平成20年9月26日付け国官技第126号並びに平成23年3月28日付け国官技第361号、平成30年1月4日付け国官技第187号にて改正）に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

(4) 工事企業の競争参加資格要件 代表企業、構成企業又は協力企業のうち、1（5）に掲げる工事業務を実施する者（以下「工事企業」という。）は、次のアからウまでの要件を満たさなければならない。但し、工事に係る調整業務のみを実施する者はこの限りでなく、次のイの要件又は2（3）に掲げる設計企業の競争参加資格要件イを満たせば良いものとする。

ア 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）

における平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格のうち、「アスファルト舗装工事」の認定を受けている者であること。

イ 平成16年4月1日以降に元請として、下記の（ア）から（ウ）までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）

（ア）電線共同溝又は情報ボックス若しくは電線類の地中化工事の施工実績

（イ）供用中の道路法上の道路（国道・都道府県道・市町村道のいずれか）で、交通規制を伴う工事の施工実績

（ウ）上記（ア）、（イ）は同一工事の施工実績を有すること。

ウ 次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を当該工事業務に配置できること。ただし、請負金額が 3,500万円以上の場合は専任で配置できること。なお、第一次審査資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、下記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とする事で競争参加資格を認めるものとする。

(ア) 1級土木施工管理技士（監理技術者を配置できる場合）、2級土木施工管理技士（種別は「土木」に限る。）（主任技術者を配置できる場合）又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

(監理技術者を配置できる場合)

a 1 級建設機械施工技士の資格を有する

者。

b 技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を建設部門又は総合監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者。）の資格を有する者。

c 1級土木施工管理技士と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。

（主任技術者を配置できる場合）

a 1級土木施工管理技士の資格を有する者。

b 1級又は2級建設機械施工技士の資格を有する者。

c 技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を建設部門又は総合監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者。）の資格を有する者。

d 1級土木施工管理技士と同等以上の資

格を有するものと国土交通大臣が認定した者。

(イ) 平成16年4月1日以降に元請として完成し、引渡しが完了した上記イ（ア）から（ウ）までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。）の経験（以下「同種工事の経験」という。）を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。ただし、明示した同種工事の経験に携わっていたことが確できる工事に限る。また、上記の期間に1年以上の長期休業を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。なお、長期休暇を取得した期間に相当する期間を、実績として求める期間に加える場合、期間は年単位とし、1年未満は切り捨てとする。

なお、同種工事の経験が、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の工事（いずれも港湾空港関係を除く。）である場合は、工事成績評定が65点未満でないことで経験とする。

(ウ) 配置予定技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係（参加表明書等の提出期限の日以前に3ヶ月以上の雇用関係）があること。

(エ) 配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(オ) 配置予定技術者については、同一の技術者を重複して他の工事等の候補者とすることは差し支えないが、他の工事等を落札したこと及びその他やむを得ない理由（死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等）により、配置予定技術者を当該工事業務の現場に配置できなくなった場合は、入札前においては直ちに入札の辞退を行うこと。万一

これらの行為を行わずに入札した者に対しては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。また、入札後から落札者の決定前において他の工事等を落札したこと及びその他のやむを得ない理由（死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等）により、配置予定技術者を当該工事業務に配置できなくなった場合は、直ちにその旨を 3 (1) の担当部局に通知すること。万一落札者の決定までに当該通知を行わなかった者に対しては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

- (5) 工事監理企業の競争参加資格要件 代表企業、構成企業又は協力企業のうち、1 (5) に掲げる工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）は、次のア及びイの要件を満たさなければならない。

ア 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成31・32年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加

資格の認定を受けていること。

イ 平成21年4月1日以降に元請として完了した、道路工事に関する工事監督支援業務（発注機関は問わない。）の実績を有すること。

なお、実績として挙げた業務成績評定点が60点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成14年9月5日付け国官技第142号、平成20年 9月 26日付け国官技第126号並びに平成23年3月28日付け国官技第361号、平成30年 1月4日付け国官技第187号にて改正）に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

(6) 維持管理企業の競争参加資格要件 代表企業、構成企業又は協力企業のうち1(5)に掲げる維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）は、次のアからウまでの要件を満たさなければならない。但し、点検業務のみを実施する者は次のア及びイの要件を、台帳作成・管理業務のみを実施する者は次のアの要件を、補修業務のみを実施する

者は次のウの要件を満たせば良いものとする。
また、維持管理業務に係る調整業務のみを実施する者はこの限りでなく、2(2)に掲げる応募者共通の競争参加資格要件を満たせば良いものとする。

ア 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成31・32年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

イ 平成21年4月1日以降公示日までに完了した、国及び地方公共団体による道路構造物の保守点検に関する業務の実績を有していること。

ウ 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格のうち、「アスファルト舗装工事」若しくは「維持修繕」の認定を受けていること。

3 入札手続等

(1) 担当部局

国土交通省 近畿地方整備局 総務部契約課契
約第二係

住所：〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前
1-5-44 大阪合同庁舎第1号館

TEL：06-6942-1141

FAX：06-6943-7834

Mail：kkk-keiyaku-keiyakukakari2

@gxb.mlit.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 令和元年10月 8日（火）から令和
元年12月23日（月）まで。

交付場所及び方法 国土交通省近畿地方整備局
ホームページにて交付する。なお、本入札公告
及び入札説明書については、上記3（1）で書面
により交付する。

(3) 第一次審査資料の受付

提出期間 令和元年10月9日（水）から令和元
年11月5日（火）までの「行政機関の休日に関
する法律」（昭和63年法律第31号）第1条1項に
規定する行政機関の休日（以下「休日」という

。)を除く毎日、午前9時15分から午後6時00分まで。ただし、提出締切最終日は正午までとする。

提出場所 3(1)の担当部局

提出方法 持参すること。郵送又は電送による提出は認めない。

(4) 入札書及び第二次審査提出書類の提出

提出期間 令和元年12月23日(月)までの休日を除く毎日、午前9時15分から午後6時00分まで。ただし、提出締切最終日は正午までとする。

提出場所 3(1)の担当部局

提出方法 持参すること。郵送又は電送による提出は認めない。

(5) 開札

日時 令和2年2月7日(金) 11時00分(予定)

場所 〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 国土交通省近畿地方整備局新館 2階入札室

4 総合評価に関する事項

(1) 入札参加者は入札書及び事業計画書をもつ

て入札し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、以下の(2)によって得られる内容点と価格点の合計(以下「総合評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

(2) 入札参加者からの事業提案を事業者選定基準に基づき審査する。ただし、事業提案に要求範囲外の提案が記載されていた場合、その部分は採点対象としない。

ア 事業提案が要求水準をすべて充足しているかについて審査を行い、事業提案がすべての要求水準を充足している場合は合格とし、一項目でも充足しない場合は失格とする。

イ 事業提案のうち近畿地方整備局が特に重視する項目(内容点項目)について、その提案が優れていると認められるものは、その程度に応じて内容点(最高点700点)を付与する。

ウ 入札価格が最低である者を第1位とし、価格点の満点である300点を付与する。その他の入札参加者の価格点は、第1位の入札価格(最低入札価格)と当該入札参加者の入札価

格（当該入札価格）との比率により算出する。

エ 上記アにおいて、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

5 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金 免除する。
- (3) 契約保証金 納付する。

近畿地方整備局は、事業契約に基づいて PFI 事業者が実施する本事業の履行を確保するため、以下のアからウのいずれかの方法による事業契約の保証を求めることを予定している。

ア 会計法第29条の9第1項に基づく契約保証金の納付。

イ 会計法第29条の9第2項に基づく契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提供として次に掲げるもの。

(ア) 契約保証金に代わる担保となる有価証券

等の提供。

(イ) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、国が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

ウ 会計法第29条の9第1項ただし書きに基づく契約保証金の納付に代わる担保の提供として次に掲げるもの。

(ア) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結。

なお、契約保証金の金額、保証金額又は保険金額は、設計費、建設工事費及び工事監理費に相当する合計額の10分の1以上とする。

(4) 入札の無効

ア 入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札。

イ 委任状を持参しない代理人のした入札。

- ウ 入札参加表明書に記載された入札参加者の代表企業以外の者のした入札。
 - エ 入札参加表明書その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者のした入札。
 - オ 記名押印を欠く入札。
 - カ 金額を訂正した入札。
 - キ 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札。
 - ク 明らかに連合によると認められる入札。
 - ケ 同一事項の入札について他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札。
 - コ その他入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札。
- (5) 落札者の決定方法 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第91条第2項）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、入札説明書で指定する性能等の要求水準を満たしている提案をした入札者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。

- (6) 手続における交渉の有無 無。
- (7) 本事業に係る業務以外で、本事業に直接関連する業務に関する他の契約を本事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無。
- (8) 事業提案のヒアリングを実施する。
- (9) 関連情報を入手するための紹介窓口 上記3(1)に同じ。
- (10) 一般競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加 上記2(3)ア、2(4)ア、2(5)ア又は2(6)ア及びウに掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3(3)により申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (11) 詳細は入札説明書による。

6 Summary

- (1) Administrators of public facilities :
Tomoo Inoue, Director-General of Kinki

Regional Development Bureau, Minister of
Land, Infrastructure, Transport and Tou-
rism

- (2) Classification of the service to be p-
roduced : 41, 42
- (3) Subject matter of the contract : PFI-b-
ased design, construction and mainten-
ance of the Higashinonami Common-Use Cabl-
e Tunnel (BT0-scheme)
- (4) Time-limit for the submission of appli-
cation forms and relevant documents fo-
r the qualification : 5 November 2019
- (5) Time-limit for the submission of tend-
ers : 23 December 2019
- (6) Contact point for the project : Akira
Nakagawa the second subsection chief th-
e Contract Division, Kinki Regional Dev-
elopment Bureau, Ministry of Land, Infr-
astructure, Transport and Tourism, 1-5--
44, Otemae, Chuo-Ward

, Osaka-City, Osaka-Prefecture, 540-8586,
Japan TEL 06-6942-1141